

(別紙)

輸出型地域商社育成・市場開拓業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

富山県産の農林水産物や加工食品のさらなる輸出拡大に向け、輸出型地域商社を目指す県内商社等への輸出実務の委託を通じ、県内商社等の輸出実務遂行能力の向上を促し、民間主導型の輸出型地域商社を育成するもの

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称 : 輸出型地域商社育成・市場開拓業務
- (2) 業務内容 : 別紙1「輸出型地域商社育成・市場開拓業務委託仕様書(案)」のとおり
- (3) 委託期間 : 契約締結の日から令和8年3月 31 日(火)まで
- (4) 委託費上限額 : 1件あたり金 3,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
※当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。
ただし、委託料のうち 500,000 円について、PFS(成果連動型民間委託契約方式)分を含む。
(別紙2「成果連動型民間委託契約方式(PFS)の導入について」のとおり)
- (5) 採択件数 : 2件以内
- (6) 委託事業成果 : 当該業務の支援により輸出した県内事業者数・・・5事業者以上

3 企画提案等の実施方法

(1) 質問の受付等

このプロポーザルに関して質問がある場合は、令和7年4月 10 日(木)午後5時までに質問書(様式第1号)を県市場戦略推進課(7の「問合せ先」)へ電子メールにより提出してください。

なお、質問への回答は、令和7年4月 16 日(水)までに、県ホームページにて掲載を予定しています。

(2) プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、令和7年4月 24 日(木)の午後 5 時までに次の書類を県市場戦略推進課にEメールで提出してください。

書類の名称	様式	提出期限	提出部数※
公募型プロポーザル参加申込書	様式第2号		1部
提案書	様式第3号	同上	同上
企画提案書	定めません。 (原則、A4 版とします。)	同上	同上
見積書	定めません。 (できるだけ詳細な積算内容を記載)	同上	同上
その他参考資料	定めません。	同上	同上

注: 郵送の場合は提出期限要必着

4 スケジュール

(1) 公募(県ホームページに実施要領等掲載)	令和7年3月 24 日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和7年4月 10 日(木)午後5時
(3) 質問への回答	令和7年4月 16 日(水)
(4) 参加申込・提案書等提出期限	令和7年4月 24 日(木)午後5時
(5) ヒアリング審査の実施	令和7年5月8日(木) 予定
(6) 受託候補者決定(通知)	令和7年5月9日(金) 予定
(7) 委託契約締結	(6)以降速やかに

5 審査及び審査項目について

(1) ヒアリング審査について

①開催日

令和7年5月8日(木)13時30分から17時まで(詳細な時間は別途案内します。)

②開催場所

富山県農林水産部 富山興銀ビル4階会議室(富山市桜橋通り5-13)

③審査方法等

ア 富山県農林水産部等により構成する審査会において、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査します。

イ 審査は、別紙3の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定します。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定します。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、審査員の合計点数が4割(40点)未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しないこととします。

エ 審査会は非公開とします。

オ なお、応募者が5社以上あった場合は事前に書類選考を実施し、その後ヒアリング審査を行います。

④説明方法等

ア 説明の際、1事業者からの参加者は3名以内とします。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明してください。

なお、モニター(端子はHDMI)は事務局にて用意します。なお、パソコンを使用する場合は当日持参してください。

ウ 説明時間については20分以内、その後の質疑応答は10分程度とします。

エ ヒアリング内容は非公開とします。

オ 感染症拡大等により対面審査が困難な場合は、別途調整の上、オンラインでの審査に切り替えることとします。

(2) 審査結果

①審査結果の通知

審査後、速やかに参加者全員に通知します。

②審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとします。

6 応募資格

このプロポーザルに参加できるのは、富山県内に事業所を有し、次の要件をいずれも満たす事業者とします。

- (1) 農林水産物及び食品に関する輸出支援業務実績があること。
- (2) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を、主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 富山県その他の公の機関から、指名停止処分を受けていないこと。
- (5) このプロポーザルの参加に必要な手続に不備がないこと。
- (6) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(プロポーザルの参加者が個人である場合にはその者を、法人その他の団体である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 各種契約に当たり、相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる者

キ 役員等が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続中若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者

ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

コ 民法(明治29年法律第89号)第20条第1項に規定する制限行為能力者

サ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

7 その他留意事項

- (1) 応募者は、その能力に応じて実施することが可能な企画について提案してください。
- (2) 提出書類は、一切返却しないこととします。

- (3) 応募した企画案が採用された場合の著作権及び委託業務の実施により発生する著作権は、すべて県に属するものとします。
- (4) 公募型プロポーザルへの応募及び企画提案に要するすべての費用は、応募者の負担とします。
- (5) 審査結果については、各応募者に直接、お知らせするとともに、次の事項については、県ホームページで公表します。
 - ア 選定した契約候補者の名称
 - イ 契約候補者の選定理由
- (6) 応募者は審査結果について、一切、異議の申し立てをすることができないものとします。
- (7) 契約候補者と県とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします(契約候補者と県とは、提案を受けた企画の内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するもの。)
- (8) 感染症の拡大や災害等、予期せぬ事態が発生した場合は、事業を変更又は中止することがあります。その際の事業内容及び事業費の変更については、県と協議するものとします。

8 提出先・問い合わせ先

富山県農林水産部市場戦略推進課 林、伊藤

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号(富山興銀ビル11階)

TEL:076-444-3227

FAX:076-444-4407

E-mail: ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp